

新2号について

(1) 市町村の認定を受けることが必要

保育を必要とする事由に該当する「1号認定子ども」が受け
ることができます。

※ 新2号認定を受けたい場合は、直接市町村へ申請を

【保育を必要とする事由】 ※ 以下のいずれかの内容に該当することが必要。

- 1 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
※月60時間以上
- 2 妊娠、出産 ※産前6週、産後8週の属する月
- 3 保護者の疾病、障がい
- 4 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動（起業準備を含む）※90日以内
- 7 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて、継続利用が必要
であること
- 10 その他、上記に類する状態として市長が認める場合

(2) 新2号に認定されれば、通いたい園と直接契約できます。

受け入れ枠があれば希望する園にほぼ入ることができます。

(3) 預かり保育料が1日上限450円まで無償。超えた分は有償。

（1か月上限11,300円）

※ 本園においては

月～金 7:00～8:30、14:00～18:00 利用可（土曜は不可）

長期休業中の平日（8:00～18:00）利用可